

令和3年度札幌市の給与・定員管理等について

1	総括	1
2	職員の平均給与月額、初任給等の状況	5
3	一般行政職の級別職員数等の状況	7
4	職員の手当の状況	11
5	特別職の報酬等の状況	16
6	職員数の状況	17
7	公営企業職員の状況		
	(1) 高速電車事業	19
	(2) 軌道事業	24
	(3) 水道事業	29
	(4) 病院事業	33
	別紙1 特殊勤務手当一覧（事務・技術）	38
	別紙2 特殊勤務手当一覧（技能労務職員）	46
	別紙3 特殊勤務手当一覧（水道局）	49
	別紙4 特殊勤務手当一覧（病院局）	51

札幌市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

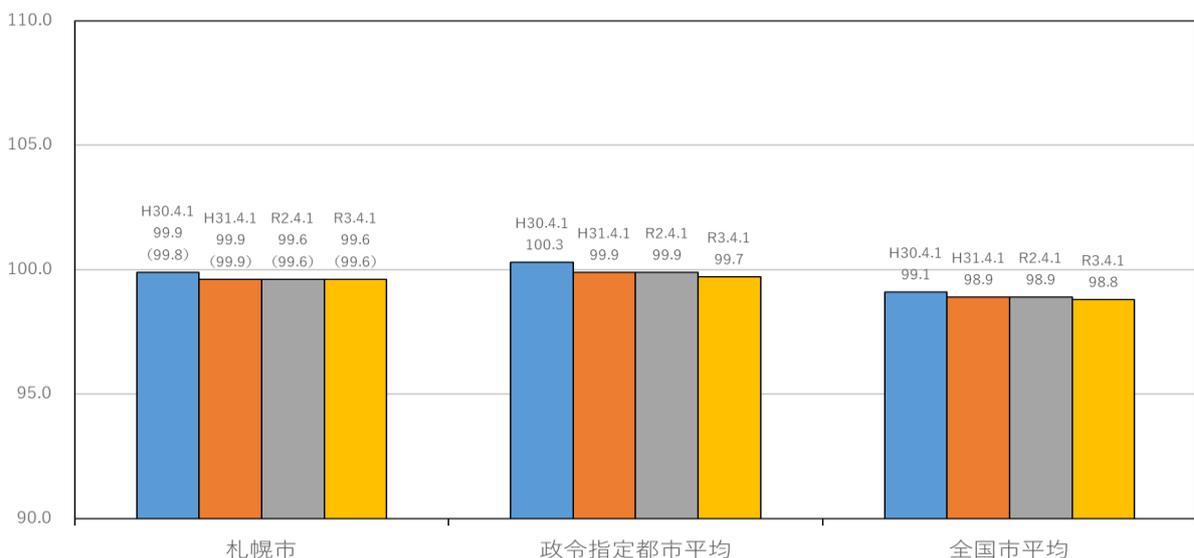
区分	住民基本台帳人口 (3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 31年度の 人件費率
2年度	1,961,575人	1,272,707,248千円	12,229,226千円	166,657,308千円	13.1%	16.5%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 指定都市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計(B)		
2年度	人 19,170	千円 69,098,624	千円 15,373,334	千円 28,599,072	千円 113,071,030	千円 5,829	千円 5,929

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
3年度	349,125円	349,276円	151円 (△0.04%)	0.0%	0.0%	0.0%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

イ 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
3年度	月 4.31	月 4.45	月 △0.14	月 △0.15	月 4.30	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

〔**実施** 未実施〕

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、2%を基本に引下げ。若年層及び再任用一般職については引上げを実施。高齢層については最大4%引下げ。激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、行政職給料表との均衡を考慮し見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準と同様に、札幌市内に勤務する職員には3%、東京都特別区内勤務の職員には20%、医師職給料表適用職員には16%を支給。

（実施時期） 平成27年4月1日より実施。下表のとおり、東京都特別区内勤務の職員及び医師職給料表適用職員について、段階的に支給割合を引き上げた。

（参考）

		平成26年度 の 支給割合	平成27年度の支給 割合		平成28 年度の 支給割合	平成29 年度の 支給割合	平成30 年度の 支給割合	令和元 年度の 支給割合	令和2 年度の 支給割合	令和3 年度の 支給割合
			4月1日 時点	遡及 改定後						
東京都 特別区 内勤務 職員	国 基 準	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
	札 幌 市	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
医師職 給料表 適用 職員	国 基 準	15%	15%	15.5%	16%	16%	16%	16%	16%	16%
	札 幌 市	15%	15%	15.5%	16%	16%	16%	16%	16%	16%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当、単身赴任手当及び退職手当の調整額について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（3年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
札幌市	40.3歳	300,203円	389,771円	341,773円
北海道	42.9歳	319,400円	388,468円	361,537円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
指定都市平均	41.8歳	319,200円	435,265円	379,190円

イ 技能労務職

区分	札幌市				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
札幌市	49.2歳	1,210人	301,969円	357,017円	331,250円
うち用務員	48.9歳	330人	303,842円	338,064円	333,777円
うち学校給食員	50.8歳	109人	315,967円	340,976円	339,525円
うち清掃職員	46.7歳	480人	290,783円	363,405円	321,945円
うち自動車運転手	57.1歳	37人	316,038円	383,469円	341,394円
北海道	55.6歳	147人	313,500円	340,204円	330,392円
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—	328,603円
指定都市平均	51.1歳	974人	314,854円	394,657円	368,165円

区分	民間			参考
	対応する民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
札幌市	—	—	—	—
うち用務員	運搬・清掃・包装等 従事者	50.3歳	235,200円	1.44
うち学校給食員	調理士	44.8歳	222,900円	1.53
うち清掃職員	廃棄物処理業従業員	46.6歳	304,600円	1.19
うち自動車運転手	乗用自動車運転手	59.3歳	211,200円	1.82
北海道	—	—	—	—
国	—	—	—	—
指定都市平均	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
札幌市	—	—	—
うち用務員	5,502,825円	3,186,100円	1.73
うち学校給食員	5,555,619円	2,896,600円	1.92
うち清掃職員	5,702,450円	4,236,800円	1.35
うち自動車運転手	6,166,999円	2,793,800円	2.21

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成30年～令和2年の3ヶ年分)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	
札幌市	42.1歳	349,107円	392,037円	384,852円	
	高等・各種学校	46.3歳	366,004円	416,054円	402,099円
	小・中学校 幼稚園	41.8歳	347,342円	389,149円	382,970円
	その他	46.5歳	400,823円	529,050円	451,071円
北海道	高等(特殊、各種、専修)学校	46.0歳	380,800円	431,333円	—
	小、中学校	44.3歳	371,100円	421,621円	—
指定都市 平均	高等(特殊、各種、専修)学校	44.2歳	363,471円	443,239円	—
	小、中学校	40.8歳	343,442円	412,111円	—

- ※ 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(3年4月1日現在)

区分		札幌市	北海道	国
一般行政職	大学卒	182,700円	182,200円	182,200円
	高校卒	150,000円	150,600円	150,600円
技能労務職	高校卒	149,300円	150,600円	—
	中学卒	—	—	—
教育職(高等学校)	大学卒	204,000円	204,000円	—
教育職(小・中学校)	大学卒	204,000円	204,000円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(3年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	245,794円	354,988円	393,507円	422,142円
	高校卒	211,279円	309,923円	344,365円	375,402円
技能労務職	高校卒	218,020円	274,929円	325,517円	344,269円
	中学卒	(該当なし)※	(該当なし)※	(該当なし)※	(該当なし)※
教育職(高等学校)	大学卒	340,565円	392,167円	422,552円	438,110円
教育職(小・中学校)	大学卒	310,559円	387,984円	410,387円	421,297円

- ※ 当該階層及び近似の階層の職員数がいずれも3人以下のため、「該当なし」と記載

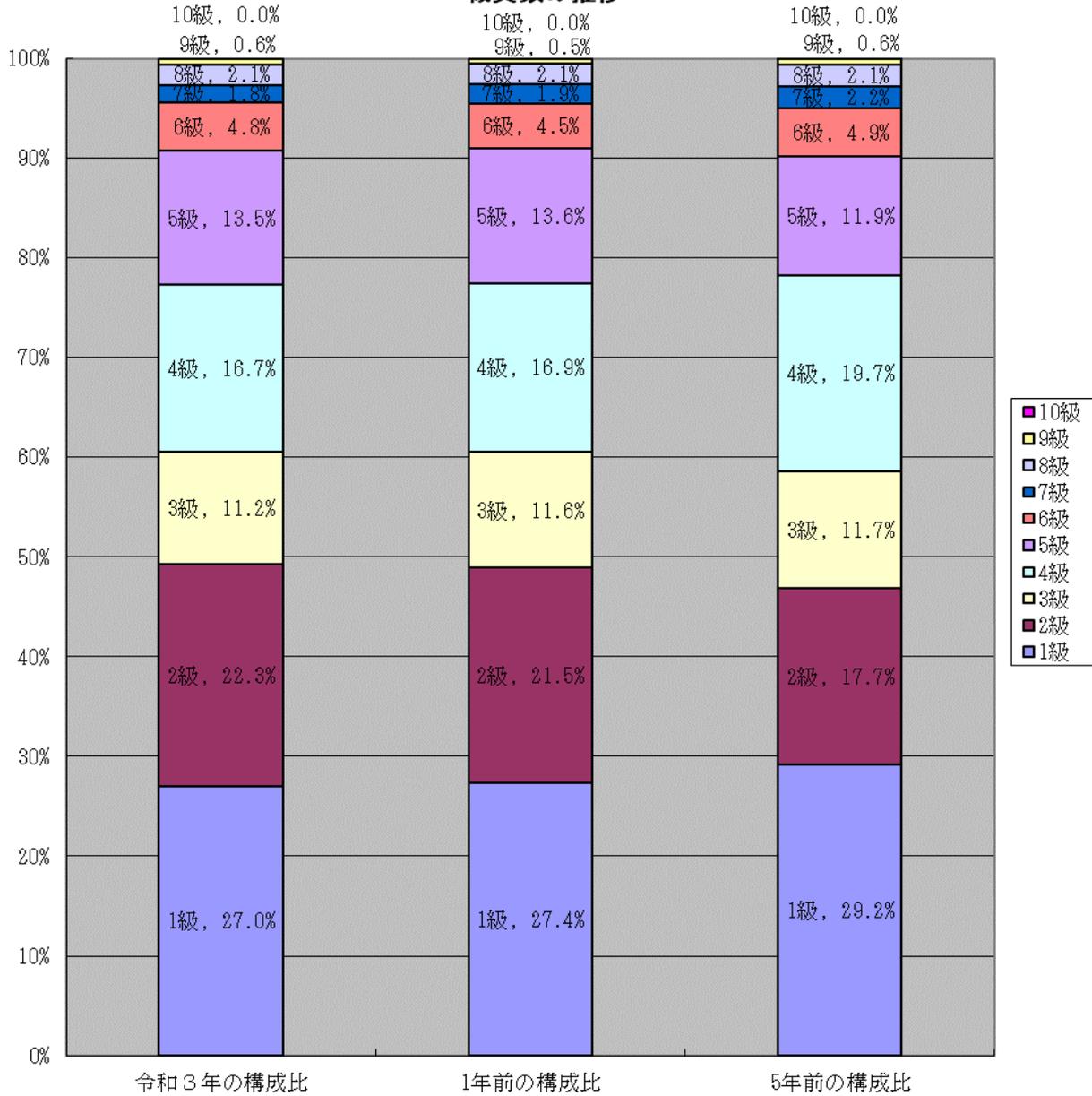
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（3年4月1日現在）

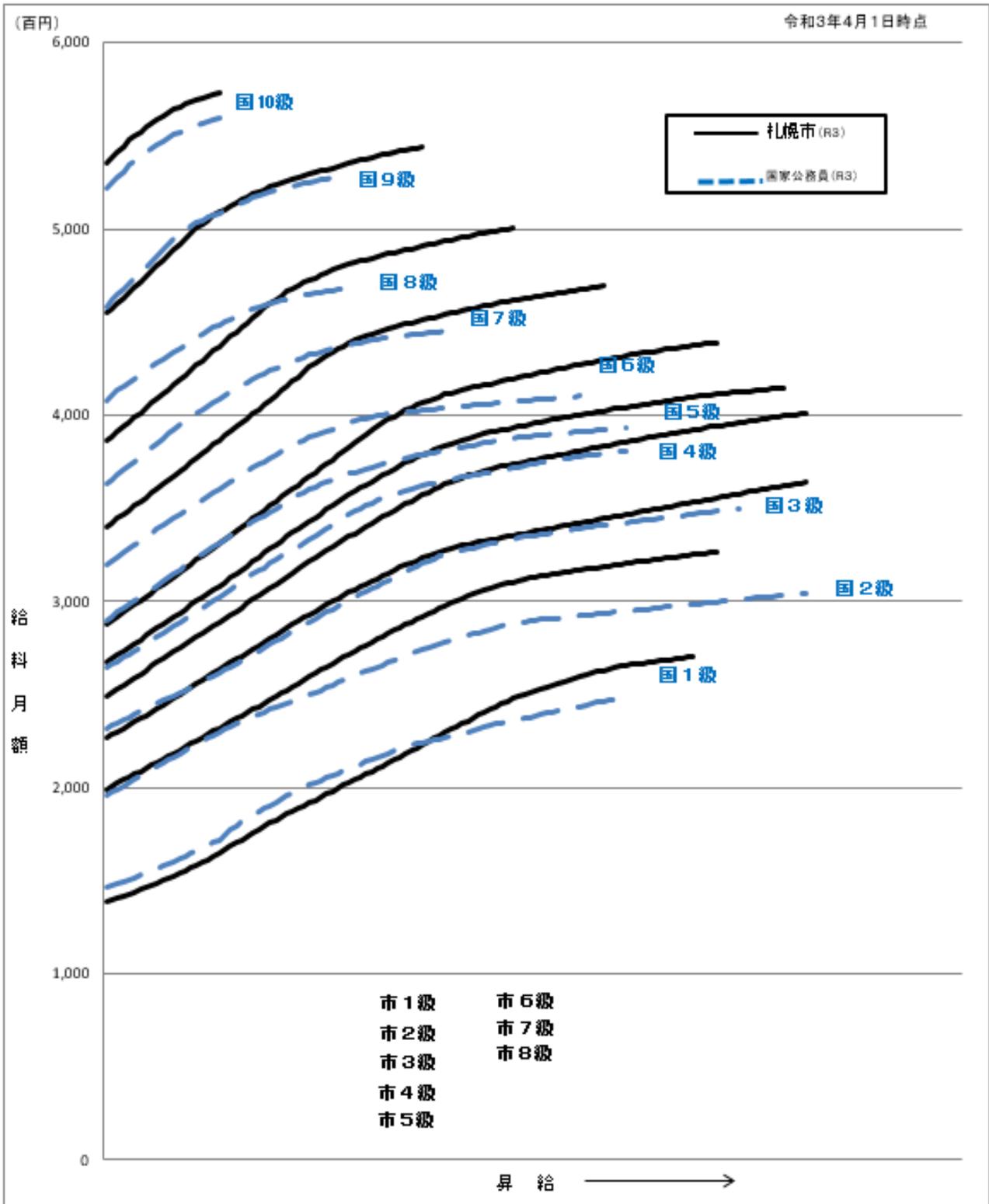
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	1,800人	27.0%	138,300円	270,000円
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	1,489人	22.3%	198,900円	326,300円
3級	主任の職務	750人	11.2%	226,700円	364,100円
4級	(1) 係長の職務 (2) 困難な業務を処理する主任の職務	1,117人	16.7%	249,200円	400,900円
5級	困難な業務を分掌する係長の職務	901人	13.5%	267,000円	414,700円
6級	課長の職務	319人	4.8%	287,700円	438,900円
7級	困難な業務を所掌する課長の職務	120人	1.8%	339,800円	469,500円
8級	部長の職務	139人	2.1%	386,200円	500,400円
9級	(1) 局長の職務 (2) 困難な業務を所掌する部長の職務	37人	0.6%	454,600円	543,900円
10級	高度の知識経験を必要とする困難な業務を所掌する局長の職務	0人	0.0%	535,400円	572,700円

- ※ 1 札幌市職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

職員数の推移



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（札幌市）

令和3年4月2日から 令和4年4月1日までの運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

※ 職員の昇給については、人事評価、勤務状況及び懲戒処分の有無等に基づき、5段階の昇給区分のいずれに該当するかを決定し、その区分ごとに定められた号俸数で昇給を実施する。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

札幌市	北海道	国
1人当たり平均支給額（2年度） 1,454千円	1人当たり平均支給額（2年度） 1,648千円	—
(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 12～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況（札幌市）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率			○	○
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

※ 懲戒処分を受けた職員については、人事評価にかかわらず、下位を下回る成績率を適用

(2) 退職手当（3年4月1日現在）

札幌市			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職加算 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	3,597千円	21,417千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		2,403,348千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		124,895円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
札幌市内	3%	19,178人	3%
東京都特別区	20%	33人	20%
医師職	16%	28人	16%

(4) 特殊勤務手当（3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）	803,786千円
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	122,566円
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）	34.1%
手当の種類（手当数）	22
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙1及び2	

※ 一般会計決算に基づく。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	3,259,308千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	326千円
支給実績（31年度決算）	3,208,532千円
職員1人当たり平均支給年額（31年度決算）	331千円

※1 一般会計決算に基づく。

※2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（3年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 7,000円 (2)子 11,000円 (3)父母等 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	異なる	(1)配偶者に係る手当額 (国) 6,500円 (2)子に係る手当額 (国) 10,000円 (3)父母等に係る手当額 (国) 6,500円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき5,000円を加算。	1,855,062千円	253,840円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)課長職 86,300円～ 102,800円 (2)部長職 112,600円～ 126,600円 (3)局長職 133,400円～ 142,600円	異なる	支給額 (国) 46,300円 ～139,300円	1,327,722千円	976,267円
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,400円～32,000円の範囲内で支給。	異なる	(1)手当支給の対象となる通勤距離 (国) 片道2km以上 (2)自動車等使用者に対する支給額 (国) 2,000円～31,600円	1,763,754千円	98,926円

初任給調整 手当	医師職給料表の適用を受ける職員に対し、医師職給料表の適用日以後の期間の区分に応じて月額 38,600 円～308,300 円の範囲内で支給。	同じ		58,229 千円	2,329,170 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。	異なる	自ら居住するための住宅を借り受けている職員に対する支給要件 (国) 月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員	1,684,534 千円	310,113 円
単身赴任手 当	勤務課所の異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活している職員に対し支給。 ・職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じて 30,000 円～100,000 円を支給。	同じ		11,064 千円	851,077 円
休日勤務手 当	休日等に正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給。 ・支給額＝1 時間あたりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ		796,370 千円	79,677 円
夜間勤務手 当	正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額＝1 時間あたりの給与×25/100×勤務時間数	同じ		171,784 千円	114,446 円
管理職員特 別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の深夜に勤務した課長職以上の職員に対し支給。 ・勤務一回につき、3,000 円～18,000 円を支給。	異なる	支給額 (国) 6,000 円～27,000 円	39,828 千円	49,170 円

寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800 円 (2)その他の世帯主である職員 年額 65,300 円 (3)その他の職員 年額 44,000 円	異なる	支給額 (国) (1)扶養親族を有する世帯主である職員 月額 17,800 円～26,380 円 (2)その他の世帯主である職員 月額 10,200 円～14,580 円 (3)その他の職員 月額 7,360 円～10,340 円	1,469,151 千円	83,918 円
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------	----------

※ 一般会計決算に基づく。

5 特別職の報酬等の状況（3年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	1,280,000 円	(参考) 指定都市における最高/最低額	
	副市長	1,030,000 円	1,599,000 円/	500,000 円
報酬	議長	1,040,000 円	1,285,000 円/	841,500 円
	副議長	950,000 円	1,179,000 円/	779,000 円
	議員	860,000 円	1,061,000 円/	703,000 円
期末手当	市長 副市長	(2年度支給割合) 3.35 月分		
	議長 副議長 議員	(2年度支給割合) 3.35 月分		
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の支給額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×47/100	28,876,800 円	任期ごと
地域手当	市長	給料月額×在職月数×37.5/100	18,540,000 円	任期ごと
	副市長	(2年度支給割合) 給料月額の3%		
寒冷地手当	市長 副市長	(2年度支給割合) 一般職と同じ		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

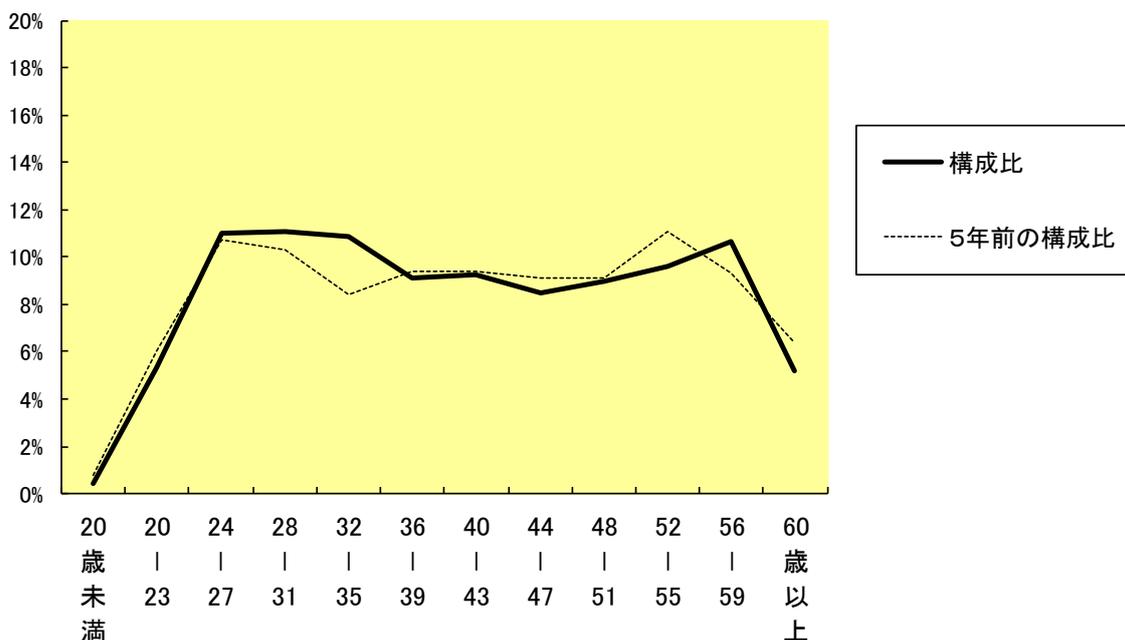
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和2年度	令和3年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	38	36	▲2	[増]
		総務	1,486	1,476	▲10	・新型コロナウイルス感染症に係る体制強化 +115
		税務	683	672	▲11	・児童相談体制の強化 +6
		民生	2,292	2,287	▲5	[減]
		衛生	1,443	1,545	102	・広報広聴業務執行体制の見直し ▲10
		労働	14	14	0	・保育無償化に係る業務執行体制の見直し ▲9
		農林水産	41	41	0	・滞納整理業務執行体制の見直し ▲7
		商工	99	95	▲4	・新MICE施設整備に係る体制の見直し ▲3
	土木	1,235	1,230	▲5		
		計	7,331	7,396	65	<参考> 人口1万人当たり職員数 37.72人 (指定都市の人口1万人当たりの職員数 45.90人)
	教育部門	10,006	10,160	154	[増] ・児童生徒数の変動及び加配定数増等に伴う増 +156 [減] ・学校給食調理業務の委託化 ▲10	
	消防部門	1,833	1,841	8	[増] ・各消防署の配置見直し +15 [減] ・消防学校初任教習研修生の減 ▲5	
	小計	19,170	19,397	227	<参考> 人口1万人当たり職員数 98.92人	
公営企業等会計部門	病院	1,153	1,180	27	[増]	
	水道	627	626	▲1	・感染症病棟稼働に伴う看護師の増 +10	
	交通	602	595	▲7	[減]	
	下水道	482	481	▲1	・路面電車事業上下分離に伴う指導業務の減 ▲8	
	その他	597	589	▲8	・水処理施設総括管理業務の委託化 ▲4	
	小計	3,461	3,471	10		
合計		22,631 [22,107]	22,868 [22,320]	237 [213]	<参考> 人口1万人当たり職員数 116.62人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



(単位：人)

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	101	1,215	2,516	2,530	2,485	2,087	2,112	1,944	2,056	2,197	2,441	1,184	22,868

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	過去5年間の増減数 (%)
一般行政	7,278	7,318	7,329	7,352	7,331	7,396	118 (1.62%)
教育	1,764	9,789	9,911	9,856	10,006	10,160	8,396 (475.96%)
消防	1,845	1,842	1,820	1,808	1,833	1,841	▲4 (▲0.2%)
普通会計計	10,887	18,949	19,060	19,016	19,170	19,397	8,510 (78.17%)
公営企業等会計計	3,538	3,541	3,490	3,467	3,461	3,471	▲67 (▲1.9%)
総合計	14,425	22,490	22,550	22,483	22,631	22,868	8,443 (58.53%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 高速電車事業

ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考)31年度の総費用に占める職員給与費比率
2年度	37,261,201千円	△421,982千円	4,362,828千円	11.7%	11.4%

※ 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 227,887千円を含まない。

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B/A)	(参考)指定都市一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
2年度	人 580	千円 2,063,771	千円 1,152,075	千円 550,068	千円 3,765,914	千円 6,493	千円 5,929

※ 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高速電車事業	46.6歳	312,000円	535,692円
指定都市平均	46.4歳	338,034円	567,007円

※ 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

(うち鉄軌道事業運転手)

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均月収額(B)	
札幌市	49.1歳	207人	331,276円	610,830円	鉄道運転従事者	40.2歳	535,800円	1.14
指定都市平均	44.9歳	—	343,618円	575,600円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
札幌市	7,329,960円	6,430,100円	1.14

- ※ 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成30年～令和2年の3ヶ年平均）
 2 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 3 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含む。
 4 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

高速電車事業			市長部局		
1人当たり平均支給額（2年度） 948千円			1人当たり平均支給額（2年度） 1,454千円		
（2年度支給割合）			（2年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.55月分	1.90月分		2.55月分	1.90月分	
(1.45)月分	(0.90)月分		(1.45)月分	(0.90)月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職段階別加算 5～20%			・役職段階別加算 5～20%		
・管理職加算 12～25%			・管理職加算 12～25%		

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（3年4月1日現在）

高速電車事業			市長部局		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職加算 (割増率2～45%)		その他の加算措置	定年前早期退職加算 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額（自己都合及び定年）			1人当たり平均支給額 3,597千円 21,417千円		
17,874千円 19,724千円					

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、元年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		65,821千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		117,327円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
札幌市内	3%	561人	3%

(エ)特殊勤務手当（4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		50,872千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		157,906円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）		54.2%			
手当の種類（手当数）		2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績 （3年度決算）	左記職員に 対する支給単価
変則勤務手当	駅務員、高速電車乗務員、運輸関係係員、技術関係係員	中休勤務（正規の勤務において勤務時間ではない時間（中休）により勤務が分断され、始業と終業の間が長時間となる勤務）	中休勤務時間を含む勤務時間が深夜（午前1時～午前5時）の全部を含む場合	45,945千円	①中休時間4時間15分超：1,800円 ②中休時間4時間15分以下：1,600円
			上記以外	4,197千円	③中休時間4時間15分超：1,600円 ④中休時間4時間15分以下：1,400円
	指令所の係長職	正規の勤務時間による24時間勤務（24時間の中に休憩時間含む）		730千円	2,000円
災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	左記に掲げる業務		支給なし	1日：800円

(オ)時間外勤務手当

支給実績（3年度決算）	461,360千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	1,037千円
支給実績（2年度決算）	479,483千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	1,092千円

※1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(カ)その他の手当 (3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 7,000円 (2)子 11,000円 (3)父母等 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		63,991千円	220,405円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)係長職 66,700円～ 74,000円 (2)課長職 86,300円～ 92,800円 (3)部長職 113,600円～ 122,700円 (4)局長職 133,400円～ 142,600円	異なる	支給対象者 (高速電車事業) 一般行政職では支給対象ではない係長職にも支給。	59,500千円	939,477円
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,400円～32,000円の範囲内で支給。	同じ		68,515千円	127,807円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額27,000円を限度に支給。	同じ		39,258千円	307,903円

夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。</p> <p>・支給額=1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数</p>	同じ		35,208 千円	123,647 円
管理職員特別勤務手当	<p>臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の日の深夜に勤務した係長職以上の職員に対し支給。</p> <p>・勤務一回につき 4,000 円～18,000 円を支給</p>	異なる	<p>支給対象者（高速電車事業） 係長職に対して 6,000 円～9,000 円を支給。</p>	540 千円	7,714 円
寒冷地手当	<p>北海道内に勤務する職員に対し支給。</p> <p>(1) 扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800円</p> <p>(2) その他の世帯主である職員 年額 65,300円</p> <p>(3) その他の職員 年額 44,000円</p>	同じ		46,423 千円	93,783 円

(2) 軌道事業

ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考)31年度の 総費用に占める 職員給与費比率
2年度	1,440,395千円	▲84,164千円	241,090千円	16.7%	22.0%

※ 軌道事業において、資本勘定支弁職員はいない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費(B/A)	(参考)指定都市 一人当たり給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
2年度	人 49	千円 174,618	千円 29,859	千円 24,218	千円 228,695	千円 4,667	千円 5,929

※ 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

4 給与費については、派遣団体先負担分の給与は含まれていない。令和2度から上下分離により、派遣職員が増加しているため、一人あたりの給与費が減少している。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
軌道事業	51.8歳	311,395円	385,960円
指定都市平均	48.1歳	331,633円	559,224円

※ 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

(うち鉄軌道事業運転手)

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
札幌市	61.4歳	15人	281,434円	306,819円	鉄道運転従事者	40.2歳	535,800円	0.57
指定都市平均	48.5歳	—	320,432円	545,506円	—	—	—	—
区分	参 考			C/D				
	年収ベース（試算値）の比較							
	公務員 (C)	民間 (D)						
札幌市	3,681,828円	6,430,100円	0.57					

- ※ 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成30年～令和2年の3ヶ年平均）
 2 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 3 平均月収額には、期末・勤勉手当（民間は年間賞与）等を含む。
 4 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均月収額を12倍した試算値である。

ウ 職員の手当の状況

（ア）期末手当・勤勉手当

軌道事業		市長部局	
1人当たり平均支給額（2年度） 494千円		1人当たり平均支給額（2年度） 1,454千円	
（2年度支給割合）		（2年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55月分	1.90月分	2.55月分	1.90月分
（1.45）月分	（0.90）月分	（1.45）月分	（0.90）月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5～20%	・役職段階別加算	5～20%
・管理職加算	12～25%	・管理職加算	12～25%

※（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

（イ）退職手当（3年4月1日現在）

軌道事業			市長部局		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職加算 （割増率2～45%）			その他の加算措置 定年前早期退職加算 （割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額（自己都合及び定年）			1人当たり平均支給額		
0千円		20,285千円	3,597千円		21,417千円

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

（ウ）地域手当（3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		5,404千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		108,081円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
札幌市内	3%	50人	3%

(エ)特殊勤務手当(3年4月1日現在)

支給実績(2年度決算)		0千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)		0円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(2年度)		0.0%			
手当の種類(手当数)		3			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績(2年度決算)	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	路面電車運転手、運輸関係係員、技術関係係員	中休勤務(正規の勤務において勤務時間ではない時間(中休)により勤務が分断され、始業と終業の間が長時間となる勤務)	中休勤務時間を含む勤務時間が深夜(午前1時~午前5時)の全部を含む場合	支給なし	①中休時間4時間15分超:1,800円 ②中休時間4時間15分以下:1,600円
			上記以外	支給なし	③中休時間4時間15分超:1,600円 ④中休時間4時間15分以下:1,400円
除雪手当	路面電車運転手、運輸関係係員、技術関係係員	除雪業務		支給なし	230円
災害緊急援助等手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	左記に掲げる業務		支給なし	1日:800円

(オ)時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	2,623千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	768千円
支給実績（31年度決算）	52,078千円
職員1人当たり平均支給年額（31年度決算）	1,132千円

※1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(カ)その他の手当（3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 7,000円 (2)子 11,000円 (3)父母等 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき 6,000円を加算。	同じ		4,630千円	227,705円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)係長職 66,700円～74,000円 (2)課長職 86,300円～92,800円 (3)部長職 113,600円～122,700円 (4)局長職 133,400円～142,600円	異なる	支給対象者（軌道事業）一般行政職では支給対象ではない係長職にも支給。	888千円	888,000円
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者	同じ		1,040千円	171,017円

	には使用距離に応じて 2,400 円～32,000 円の範囲内で支給。				
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額 27,000 円を限度に支給。	同じ		2,295 千円	320,233 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。 ・支給額＝1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		2 千円	21,420 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の日の深夜に勤務した係長職以上の職員に対し支給。 ・勤務一回につき 4,000 円～18,000 円を支給	異なる	支給対象者（軌道事業）係長職に対して 6,000 円～9,000 円を支給。	6 千円	6,000 円
寒冷地手当	北海道内に勤務する職員に対し支給。 (1)扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800円 (2)その他の世帯主である職員 年額 65,300円 (3)その他の職員 年額 44,000円	同じ		2,868 千円	98,904 円

(3) 水道事業

ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用 (A)	純損益又は実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める職員給与費比率 (B/A)	(参考)31年度の総費用に占める職員給与費比率
2年度	32,660,562千円	9,438,487千円	4,268,831千円	13.1%	13.5%

※ 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 540,966千円を含まない。

区分	職員数 (A)	給与費				一人当たり給与費 (B/A)	(参考) 指定都市一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
2年度	人 621	千円 2,254,427	千円 515,962	千円 910,532	千円 3,680,651	千円 5,927	千円 5,929

- ※ 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
札幌市	42.5歳	321,636円	494,797円
指定都市平均	46.2歳	361,241円	548,236円

- ※ 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

水道事業		市長部局	
1人当たり平均支給額（2年度）1,466千円		1人当たり平均支給額（2年度）1,454千円	
（2年度支給割合）		（2年度支給割合）	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55月分	1.90月分	2.55月分	1.90月分
(1.45)月分	(0.90)月分	(1.45)月分	(0.90)月分
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職段階別加算	5～20%	・役職段階別加算	5～20%
・管理職加算	12～25%	・管理職加算	12～25%

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ)退職手当（3年4月1日現在）

水道事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職加算 (割増率2~45%)			その他の加算措置 定年前早期退職加算 (割増率2~45%)		
1人当たり平均支給額 7,847千円 21,358千円			1人当たり平均支給額 3,597千円 21,417千円		

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ)地域手当（3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		70,930千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		114,035円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
札幌市内	3%	622人	3%

(エ)特殊勤務手当（3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）	7,083千円
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	48,376円
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）	23.5%
手当の種類（手当数）	6
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙3	

(オ)時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	150,926千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	265千円
支給実績（31年度決算）	184,765千円
職員1人当たり平均支給年額（31年度決算）	325千円

※1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

※2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(カ)その他の手当(3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 7,000円 (2)子 11,000円 (3)父母等 7,000円 ・満16歳～22歳の子がいる場合、1人につき6,000円を加算。	同じ		68,618千円	239,505円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対し支給。 (1)課長職 86,300円～ 102,800円 (2)部長職 113,600円～ 126,600円 (3)局長職 133,400円～ 142,600円	同じ		31,617千円	1,129,189円
通勤手当	通勤のため、1km以上の距離を、交通機関を利用してその運賃を負担することを常例としている職員、自動車等を使用している職員に対し支給。 (1)交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給。 (2)交通用具使用者には使用距離に応じて2,400円～32,000円の範囲内で支給。	同じ		65,940千円	118,155円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額11,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、月額	同じ		64,459千円	313,287円

	27,000 円を限度に支給。				
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。</p> <p>・支給額＝1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数</p>	同じ		7,331 千円	188,783 円
管理職員特別勤務手当	<p>臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の日の深夜に勤務した係長職以上の職員に対し支給。</p> <p>・勤務一回につき 4,000 円～18,000 円を支給</p>	同じ		24 千円	24,000 円
寒冷地手当	<p>北海道内に勤務する職員に対し支給。</p> <p>(1)扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800 円</p> <p>(2)その他の世帯主である職員 年額 65,300 円</p> <p>(3)その他の職員 年額 44,000 円</p>	同じ		50,868 千円	87,703 円

(4) 病院事業

ア 職員給与費の状況

・決算

区分	総費用(A)	純損益又は実質収支	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)	(参考)31年度の総費用に占める職員給与費比率
2年度	24,250,157千円	2,974,992千円	11,632,867千円	48.0%	47.3%

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B/A)	(参考)指定都市一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
2年度	人 1,125	千円 4,015,049	千円 2,517,536	千円 1,730,222	千円 8,262,807	千円 7,345	千円 5,929

※ 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
札幌市病院局（医師）	45.1歳	437,455円	1,065,937円
札幌市病院局（看護師）	38.4歳	262,732円	396,902円
札幌市病院局（事務職）	40.5歳	271,532円	440,839円
指定都市平均（医師）	40.2歳	552,482円	1,330,603円
指定都市平均（看護師）	37.8歳	299,613円	480,835円
指定都市平均（事務職）	43.9歳	350,007円	554,271円

※ 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

病院事業		市長部局	
1人当たり平均支給額(2年度) 1,713千円		1人当たり平均支給額(2年度) 1,454千円	
(2年度支給割合)		(2年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55月分	1.90月分	2.55月分	1.90月分
(1.45)月分	(0.90)月分	(1.45)月分	(0.90)月分

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 12～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職段階別加算 5～20% ・管理職加算 12～25%
---------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ)退職手当 (3年4月1日現在)

病院事業			市長部局		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職加算 (割増率2～45%)			その他の加算措置 定年前早期退職加 (割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額 2,167千円 22,510千円			1人当たり平均支給額 3,597千円 21,417千円		

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(ウ)地域手当 (3年4月1日現在)

支給実績 (2年度決算)	256,616千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (31年度決算)	223,144円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
札幌市内 (医師)	16%	168人	16%
札幌市内 (医師以外)	3%	971人	3%

(エ)特殊勤務手当 (3年4月1日現在)

支給実績 (2年度決算)	344,074千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)	344,074円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (2年度)	84.7%
手当の種類 (手当数)	10
手当の名称、支給対象職員、支給対象業務等については別紙4	

(オ)時間外勤務手当

支給実績 (2年度決算)	665,985千円
職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)	630千円
支給実績 (31年度決算)	873,354千円
職員1人当たり平均支給年額 (31年度決算)	804千円

※1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれの支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(カ)その他の手当 (3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。 (1)配偶者 7,000円 (2)子 11,000円 (3)父母等 7,000円 ・満16歳～22歳の 子がいる場合、1人 につき6,000円を加 算。	同じ		99,759千円	252,661円
管理職手当	管理又は監督の地位 にある職員に対し支 給。 (1)課長職 85,700円～ 102,800円 (2)部長職 112,600円～ 126,600円 (3)局長職 133,400円～ 142,600円	同じ		89,857千円	1,341,147円
通勤手当	通勤のため、1km以 上の距離を、交通機 関を利用してその運 賃を負担することを 常例としている職 員、自動車等を使用 している職員に対 し支給。 (1)交通機関利用者 には、定期券等の実 費額を支給。 (2)交通用具使用者 には使用距離に応じ て2,400円～32,000 円の範囲内で支給。	同じ		89,456千円	100,062円
住居手当	自ら居住するための 住宅を借り受け、月 額11,000円を超え る家賃を支払ってい る職員に対し、月額 27,000円を限度に支 給。	同じ		121,316千円	277,611円

夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に対し支給。</p> <p>・支給額=1 時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数</p>	同じ		100,982 千円	145,718 円
管理職員特別勤務手当	<p>臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は週休日等以外の日の深夜に勤務した係長職以上の職員に対し支給。</p> <p>・勤務一回につき 4,000 円～18,000 円を支給</p>	同じ		22,979 千円	433,566 円
寒冷地手当	<p>北海道内に勤務する職員に対し支給。</p> <p>(1) 扶養親族を有する世帯主である職員 年額 116,800 円</p> <p>(2) その他の世帯主である職員 年額 65,300 円</p> <p>(3) その他の職員 年額 44,000 円</p>	同じ		83,909 千円	77,406 円
初任給調整手当	<p>企業職給料表（医師職）の適用を受ける職員に対し、企業職給料表（医師職）の適用日以後の期間の区分に応じて 49,100 円～308,600 円の範囲内で支給。</p>	同じ		547,392 千円	3,219,953 円

宿日直手当	<p>宿直勤務又は日直勤務 1 回につき支給。</p> <p>(1) 医師又は歯科医師 21,000 円。ただし、勤務時間が 5 時間以下の宿日直勤務の場合は、その勤務 1 回につき 10,500 円</p> <p>(2) 薬剤師、看護師、准看護師、衛生検査技師、臨床検査技師、診療エックス線技師及び診療放射線技師 6,100 円。ただし、勤務時間が 5 時間以下の宿日直勤務の場合は、その勤務 1 回につき 3,050 円</p>	同じ		48,531 千円	445,240 円
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----	--	-----------	-----------

(別紙1)

札幌市の事務・技術職員に支給されている特殊勤務手当一覧

令和3年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (2年度決算)	手当額		摘要
				単位	金額	
1	特定危険 作業手当	(1) 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業として当該作業を所管する部の長が指定するものに従事した職員	15千円	1日	240円	
		(2) 環境都市推進部に所属する職員のうち、河川の汚濁状況の調査のために行う水の採取、流量測定等の作業(水中で行うものに限る。)に従事した者		1日	240円	
		(3) 建設局土木部、みどりの推進部又は区土木部に所属する職員のうち、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕その他の道路上の作業(特殊重車両の運転を含む。)で、建設局土木部長又はみどりの推進部長が指定するものに従事した者		1日	220円	
		(4) 昇降機の検査業務に従事した職員		1日	200円	
2	動物取扱 業務手当	(1) 動物管理センターに所属する職員のうち、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に規定する狂犬病予防員(以下「狂犬病予防員」という。)の業務又は野犬の捕獲、抑留、処分若しくは消毒の作業に従事した者	2,049千円	1日	280円	
		(2) 円山動物園に所属する職員(獣医師に限る。)のうち、動物の飼育、発病した動物の治療又は各種検査等の作業に従事した者		1日	260円	
		(3) 円山動物園に所属する職員(獣医師を除く。)のうち、動物の飼育作業に従事した者		1日	230円	
3	清掃等作 業手当	(1) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、排水処理を行う施設の機器若しくは設備の維持管理作業又は排水の処理作業に従事した者	2,076千円	1日	300円	
		(2) 清掃工場に所属する職員のうち、焼却炉等の機器若しくは設備の維持管理作業又はごみ焼却作業に従事した者		1日	300円	
4	下水処理 等作業手	(1) 下水処理場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持	1,198千円	1日	290円	

	当	管理作業又は下水処理作業(水質の検査に関する作業を除く。)に従事した者				
		(2) 事業推進部に所属する職員のうち、排水設備工事の検査、既設下水道本管接合工事の監督、地下水浸入調査又はこれらに準ずる業務として事業推進部長が指定するものに従事した者		1日	170円	
5	感染症予防等作業手当	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第15条第1項、第17条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第45条第2項又は第50条第1項若しくは第5項の規定に基づく作業に従事した職員	26,956千円	1日	290円	
		(2) 感染症総合対策課に所属する職員のうち、感染症予防法第21条又は第47条の規定に基づく移送の作業に従事した者		1日	280円	
		(3) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項若しくは第5項若しくは第51条の規定に基づく業務の補助の作業、同法第58条第4項の規定に基づく作業又はこれらに準ずる作業で農政部長が指定するものに従事した職員		1日	290円	
		(4) 戸別に巡回して行う保健指導の業務を本務とする保健師又は助産師のうち、保健福祉課に所属する者以外の者		1月	1,700円	
		(5) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者を収容する宿泊施設のうち市長が別に定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が別に定めるものに従事した者		1日	3,000円～ 4,000円	
6	有害物取扱業務手当	(1) 子ども発達支援総合センター、保健所又は衛生研究所に所属する職員のうち、細菌検査又は試験検査として保健福祉部長、保健所長又は衛生研究所長が指定するものに従事した者	2,317千円	1日	270円	
		(2) 環境事業部又は事業推進部に所属する職員のうち、水質検査又は試験検査の業務を主たる職務とする者		1月	1,900円	
7	放射線取扱業務手	(1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務に従事した職員	22千円	1日	280円	

	当	(2) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として区保健福祉部長が指定するものに従事した職員		1日	100円	
8	消防業務手当	(1) 火災その他の災害等(救急業務を要する事故を除く。第3号において同じ。)の現場に指令を受けて出動した消防吏員(次号、第3号及び第5号に掲げる者を除く。)	218,385千円			第5号に掲げる職員のうち、搭乗時間中にヘリコプターからの降下等の空中機外活動に従事した者については、搭乗1時間につき1,800円とする。
	ア 消防部隊(救急隊及び航空隊を除く。以下同じ。)の隊長又は現場指揮者の業務に従事した者	1回		140円		
	イ 消防部隊の大型自動車の運転業務に従事した者又は救急救命士の資格を有する者	1回		130円		
	ウ 消防部隊の大型自動車以外の自動車の運転業務に従事した者	1回		120円		
	エ 上記以外の者	1回		110円		
	(2) 前号に掲げる出動をした消防吏員のうち、警防部長が指定する者及び救急業務を要する事故の現場に指令を受けて出動した消防吏員					
	ア 救急救命士の資格を有する者	1回		130円		
	イ 隊長の業務に従事した者(アに掲げる者を除く。)	1回		50円		
	ウ 自動車の運転業務に従事した者	1回		40円		
	エ 上記以外の者	1回		30円		
	(3) 火災その他の災害等の現場に原因調査のため指令を受けて出動した消防吏員のうち、予防部長が指定する者及び火災現場等に立ち入り、火災原因等の調査業務に従事した消防吏員					
	ア 自動車の運転業務に従事した者	1回		50円		
	イ 上記以外の者	1回		40円		
	(4) 火災、救急業務を要する事故その他の災害等の出動指令の業務に従事した消防吏員	1回		100円		
	(5) ヘリコプターに搭乗し、災害防除活動、その訓練、災害予防広報活動その他警防部長が指定する業務に従事した職員	搭乗1時間		1,200円		
	(6) サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成7年法律第78号)第2条に規定するサリン等(以下「サリン等」という。)若しくはその疑いのある物質	1日		2,600円		

		(以下これらを「特殊危険物質等」という。)に対して直接行う検知、鑑定、収容、除去その他の作業又は容器等に封入されている特殊危険物質等の収容、移動等の作業でその発散若しくは漏えいのおそれがあるものに従事した消防吏員			
		(7) サリン等による被害の危険がある区域内において行う作業で前号に掲げるもの以外のものに従事した消防吏員		1日	250円
		(8) 正規の勤務時間(札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号。以下「勤務条件条例」という。)第7条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)による午前8時45分から翌日の午前8時55分までの継続する勤務に従事した消防吏員		1回	1,100円
9	ヘリコプター従事者手当	(1) ヘリコプターの操縦業務を主たる職務とする消防吏員	8,580千円		
		ア 飛行時間3,000時間以上の経験を有する者		1月	101,000円
		イ 飛行時間2,000時間以上3,000時間未満の経験を有する者		1月	91,000円
		ウ 飛行時間1,000時間以上2,000時間未満の経験を有する者		1月	78,000円
		エ 飛行時間1,000時間未満の経験を有する者		1月	49,000円
		(2) ヘリコプターの整備業務を主たる職務とする消防吏員			
		ア 1等航空整備士の資格を有する者		1月	47,000円
		イ 2等航空整備士の資格を有する者		1月	37,000円
		ウ 上記以外の者		1月	11,000円
10	賦課徴収等業務手当	(1) 勤務場所以外の場所において市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料、土地区画整理事業清算金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金又は市営住宅家賃の納付督促(滞納処分を含む。)の業務に従事した職員	39,948千円	1日	300円
		(2) 勤務場所以外の場所において下水道の無届使用者に係る下水道使用料の算定業務又は下水道使用料の算定のた		1日	140円

		めの地下揚水の検針業務で経営管理部長が指定するものに従事した職員及び勤務場所以外の場所において市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料又は下水道事業受益者負担金の賦課資料の収集のための戸別調査の業務に従事した職員			
		(3) 納税指導課に所属する職員(滞納整理事務に従事する者のうち、税政部長が指定する者に限る。)又は市税事務所、区保険年金課若しくは財務課に所属する職員のうち、市税、国民健康保険、介護保険若しくは後期高齢者医療の保険料又は下水道事業受益者負担金に関する業務を主たる職務とする者		1月	4,000円
11	福祉業務等手当	(1) はるにれ学園、かしわ学園、ひまわり整肢園、あかしあ学園、子ども心身医療センター、発達医療センター、豊成養護学校又は北翔養護学校に勤務する職員(13の項第2号に掲げる者を除く。)のうち、知的障害児若しくは知的障害者の指導の業務又は肢体不自由児の訓練の業務に従事した者	118,245千円	1日	390円
		(2) 身体障害者更生相談所又は知的障害者更生相談所に所属する職員のうち、身体障害者又は知的障害者の指導、訓練又は相談の業務に従事した者		1日	310円
		(3) 区保育・子育て支援センター又は認定こども園にじいろに所属する職員のうち、児童の保育業務に従事した者		1日	200円
		(4) 子育て支援課、区保育・子育て支援センター、認定こども園にじいろ、児童相談所家庭支援課又は健康・こども課に所属する職員のうち、地域子育て支援事業に係る児童の保育業務として子育て支援部長、児童相談所長又は保健福祉部長が指定するものに従事した者		1日	180円
		(5) 児童相談所地域連携課、家庭支援課、相談判定一課又は相談判定二課に所属する職員のうち、児童の指導、訓練又は相談の業務に従事した者		1日	1,000円
		(6) 保健福祉課、健康・子ども課、保護一課、保護二課、保護三課、保護四課又は保護課に所属する職員のうち、社		1日	310円

		会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号若しくは第2号に規定する所員としての業務又は来庁者等の指導若しくは相談の業務に従事した者			
		(7) 障がい保健福祉部、保健所又は保健福祉部に所属する職員のうち、精神保健福祉に関する相談の業務又は医療社会事業の業務に従事した者		1日	310円
		(8) 保健福祉課に所属する職員のうち、介護保険の認定又はサービス利用に関する相談の業務に従事した者		1日	310円
12	夜間特殊業務手当	(1) 児童心理治療課、自閉症児支援課又は家庭支援課に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者	3,175千円		
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。		1回	1,440円
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。		1回	860円
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。		1回	540円
13	児童精神支援等業務手当	(1) 児童心理治療センター又は自閉症児支援センターに入所している児童の支援等の業務を主たる職務とする職員	21,907千円	1月	41,400円
		(2) 子ども心身医療センターに勤務する職員のうち、精神疾患を有する児童の支援等の業務を主たる職務とする者		1月	20,700円
14	発掘調査業務手当	文化財課に所属する職員のうち、埋蔵文化財の発掘調査業務に従事した者	36千円	1日	270円
15	取締交渉等業務手当	(1) 計量検査所に所属する職員のうち、勤務場所以外の場所において計量器及び計量の検査業務に従事した者	2,183千円	1日	130円
		(2) 権利者に対して直接行う土地区画整理事業に係る換地、清算等の交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者		1月	2,400円
		(3) 権利者に対して直接行う用地取得についての交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者		1月	2,400円
		(4) 市街地整備部又は建築指導部に所		1月	1,400円

		属する職員のうち、違反建築の取締業務を主たる職務とする者				
		(5) 道路法(昭和27年法律第180号)第71条第4項及び第5項に規定する道路監視員の業務で常時勤務場所以外の場所で行われるものを主たる職務とする職員として建設局総務部長が指定する者		1月	1,400円	
16	災害緊急援助等業務手当	(1) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)の規定による海外の地域での国際緊急援助活動に従事した消防吏員	支給なし	1日	4,000円	※
		(2) 国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生を防禦又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員		1日	800円	
17	多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教育職員	1,836千円	1日	290円 ～350円	
18	兼務手当	昼間(夜間)における授業又はその補助の業務を本務とする教育職員	1,966千円	1時間	2,800円	
19	教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時等におけるの緊急の業務	248,382千円	1日	7,500円 ～8,000円 ※甚大災害 16,000円	
		修学旅行その他の学校が計画し、及び実施する行事において児童等を引率して行う指導の業務で、宿泊を伴うもの			5,100円	
		教育委員会が定める競技会等において児童等を引率して行う指導の業務で、宿泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの			5,100円	
		学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童等の指導の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の半日勤務時間を割り振ることをやめた日若しくは当該半日勤務時間を割り振られた日に行うもの			2,700円	
20	教育業務連絡指導手当	小学校の教務主任又は学年主任	51,552千円	1日	200円	
		中学校の教務主任、学年主任				

	主任又は生徒指導主事	の連絡調整並びに指導及び助言の業務に従事したもの				
	高等学校の教務主任、学年主任、学科主任、生徒指導主事又は進路指導主事					
	中等教育学校の教務主任、学年主任、生徒指導主事又は進路指導主事					
	特別支援学校の小学部、中学部又は高等部の教務主任、学年主任又は生徒指導主事 高等部の学科主任又は進路指導主事					

※ 第1号に掲げる職員のうち、心身に著しい負担を与えるものとして警防部長が指定する国際緊急援助活動に従事した者については、1日につき4,000円に2,000円(現地の治安の状況等により、当該業務が心身に著しい緊張を与えると警防部長が認める場合にあつては、4,000円)を超えない範囲内で警防部長が定める額を加算した額とする。

(別紙2)

札幌市の技能労務職員に支給されている特殊勤務手当一覧

令和3年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (2年度決算)	手当額		摘要
				単位	金額	
1	特定危険 作業手当	(1) 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業として当該作業を所管する部の長が指定するものに従事した職員	840 千円	1日	240円	
		(2) 建設局土木部、みどりの推進部又は区土木部に所属する職員のうち、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕その他の道路上の作業(特殊重車両の運転を含む。)でみどりの推進部長又は建設局土木部長が指定するものに従事した者		1日	220円	
2	動物取扱 業務手当	(1) 動物管理センターに所属する職員のうち、野犬の捕獲、抑留、処分又は消毒の作業に従事した者	536 千円	1日	280円	
		(2) 円山動物園に所属する職員のうち、動物の飼育作業に従事した者		1日	230円	
3	清掃等作 業手当	(1) 清掃事務所に所属する職員のうち、ごみの収集作業に従事した者	32,103 千円	1日	400円	
		(2) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、排水処理を行う施設の機器若しくは設備の維持管理作業、排水の処理作業又は搬入指導作業に従事した者		1日	300円	
		(3) 処理場管理事務所に所属する職員のうち、埋立地の管理作業に従事した者		1日	170円	
		(4) 清掃工場に所属する職員のうち、焼却炉等の機器若しくは設備の維持管理作業又はごみ焼却作業に従事した者		1日	300円	
4	下水処理 等作業手 当	(1) 下水管理センターに所属する職員のうち、下水道管又はこれに附属する施設の清掃又は調査点検の作業に従事した者	6,787 千円	1日	290円	
		(2) 下水管理センターに所属する職員のうち、排水設備工事の検査に従事した者		1日	170円	
		(3) 下水処理場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は下水処理作業に従事した者		1日	290円	
5	斎場等業 務手当	火葬場に勤務する職員のうち、当該施設内の機器若しくは設備の維持管理作業又は死体の火葬業務に従事した者	408 千円	1日	290円	
6	感染症予 防等作業 手当	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。)第15条第1項、第17	76 千円	1日	290円	

		条第2項、第27条第2項、第28条第2項、第29条第2項、第45条第2項又は第50条第1項若しくは第5項の規定に基づく作業に従事した職員				
		(2) 感染症総合対策課に所属する職員のうち、感染症予防法第21条又は第47条の規定に基づく移送の作業に従事した者		1日	280円	
		(3) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者を収容する宿泊施設のうち市長が別に定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が別に定めるものに従事した者		1日	3,000円～4,000円	
7	放射線取扱業務手当	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務の介助業務として区保健福祉部長が指定するものに従事した職員	支給なし	1日	100円	
8	整備作業手当	環境事業部業務課、車両管理事務所又は維持管理課に所属する職員のうち、車両の整備作業に従事した者	342千円	1日	210円	
9	福祉業務等手当	(1) はるにれ学園、かしわ学園、ひまわり整肢園、あかしあ学園、豊成養護学校又は北翔養護学校に勤務する職員のうち、知的障害児若しくは知的障害者の指導の業務又は肢体不自由児の訓練の業務に従事した者	26千円	1日	390円	
		(2) 保育園又は保育・子育て支援センターに所属する用務員又は調理員のうち、児童の保育業務の介助業務に従事した者		1日	90円	
10	夜間特殊業務手当	(1) 清掃工場に所属する職員のうち、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部又は一部において、正規の勤務時間(札幌市職員の勤務条件に関する条例(平成6年条例第39号)第2条から第5条までの規定の例による勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に従事した者	10,452千円			
		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。		1回	1,340円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。		1回	650円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。		1回	520円	
		(2) 下水処理場に勤務する職員のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者				

		ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。		1回	1,130円	
		イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上のとき。		1回	730円	
		ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。		1回	410円	
11	災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	支給なし	1日	800円	

(別紙3)

水道局職員に対して支給される特殊勤務手当

令和3年4月1日現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (2年度決算)	手当額	
				単位	金額
1	危険作業手当	(1) 水質試験所に勤務する職員のうち、常時水質検査に従事する者	378千円	1月	1,700円
		(2) 水質試験所に勤務する職員のうち、河川の採水調査業務に従事した者	19千円	1日	220円
		(3) 落下地点4メートル以上の足場の不安定な高所で配水管の新設若しくは維持管理若しくは受水槽に附帯する給水装置のしゅん工検査に従事した職員	0千円	1回	100円
2	徴収等業務手当	(1) 勤務場所以外の場所において水道の料金若しくは工事費又は下水道使用料(以下この項において「水道料金等」という。)の収納事務に従事した職員	1,299千円	1日	200円
		(2) 水道料金等の納付督促事務に従事した職員のうち総務部長が指定する者	518千円	1日	200円
3	施設等維持特別手当	(1) 給配水管等工事において、水中等劣悪な環境の中で行う作業に従事した職員	0千円	1日	220円
		(2) 浄水場に勤務する職員のうち、薬品溶解若しくはこれらに類する業務又は河川の採水調査業務に従事した者	7千円	1日	220円
		(3) 浄水場に勤務する職員のうち、沈殿池等の排でい作業に従事した者	32千円	1日	400円
		(4) 藻岩浄水場、白川浄水場、定山溪浄水場及び配水センターに勤務する職員のうち、管理室における維持管理作業に従事した者			
		ア 深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)の全部に勤務した場合	3,334千円	1回	1,300円
		イ アの場合を除き、午後4時45分から翌日の午前9時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	0千円	1回	650円
		ウ 午前8時45分から午後5時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	1,071千円	1回	400円
		(5) 定山溪浄水場に勤務する職員のうち、管理室において1人で維持管理作業に従事した者			
ア 深夜の全部に勤務した場合	153千円	1回	420円		

		イ アの場合を除き、午後4時45分から翌日の午前9時15分までの間に3時間30分以上勤務した場合	0千円	1回	210円
		(6) 配水管理事務所に勤務する職員のうち、夜間勤務(午後8時45分から翌日の午前5時15分までの間の勤務をいう。)において、正規の勤務として洗管作業に従事した者	33千円	1回	1,300円
4	緊急出勤手当	休日又は夜間等に送配水管等事故及び停水解除のため、自宅から緊急出勤し、事故処理等に従事した職員(第29条に規定する管理職手当の支給を受ける職員を除く。)			
		ア 4月1日から10月31日までの間において従事した場合(ウの場合を除く。)	45千円	1回	1,200円
		イ 11月1日から翌年3月31日までの間において従事した場合(エの場合を除く。)	95千円	1回	1,500円
		ウ 4月1日から10月31日までの間において、その事故処理等の作業場所における当該作業開始時刻が深夜であるものに従事した場合	6千円	1回	1,500円
		エ 11月1日から翌年3月31日までの間において、その事故処理等の作業場所における当該作業開始時刻が深夜であるものに従事した場合	13千円	1回	1,800円
5	災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防備又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策にかかる業務に従事した職員	80千円	1日	800円
6	交渉等業務手当	権利者に対して直接行う用地取得についての交渉の業務を主たる職務とする職員として当該業務を所管する部の長が指定する者	0千円	1月	2,400円

(別紙 4)

病院局職員に対して支給される特殊勤務手当

令和 3 年 4 月 1 現在

番号	種類	支給対象者	支給実績 (2年度決算)	手当額		摘要
				単 位	金 額	
1	死体解剖補助 手当	死体の解剖の補助の業務に従事した 職員(医師を除く。)	25千円	1日	2,500円	
2	感染症予防等 作業手当	1) 看護師等(助産師、看護師、准看護 師及びこれらに準ずると管理者が認 める職員をいう。以下同じ。)及び看 護補助員のうち、感染症の予防及び 感染症の患者に対する医療に関する 法律(平成10年法律第114号)に規定 する感染症又は管理者が指定する感 染性の疾患にり患した者の看護等の 業務として管理者が指定するものに 従事した者	9,772千円	1日	290円	
		2) 新型コロナウイルス感染症の患者 又はその疑いのある者を収容する宿 泊施設のうち管理者が別に定めるも のにおいて、新型コロナウイルス感 染症から市民の生命及び健康を保護 するために緊急に行われた措置に係 る作業であって管理者が別に定める ものに従事した者		1日	3,000 円 ~ 4,000 円	
3	有害物取扱業 務手当	細菌検査又は試験検査として管理者 が指定するものに従事した職員	2,251千円	1日	270円	
4	放射線取扱業 務手当	(1) エックス線その他の放射線を人 体に対して照射する業務に従事した 職員	2,056千円	1日	280円	
		(2) エックス線その他の放射線を人 体に対して照射する業務の介助業務 として管理者が指定するものに従事 した職員	791千円	1日	100円	
5	夜間診療等業 務手当	(1) 救命救急センターに所属する医 師のうち、深夜の全部又は一部にお いて、正規の勤務時間による勤務と して診療等の業務に従事した者				

ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき又はその勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。	4,970千円	1回	7,000円	
イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。	0千円	1回	6,000円	
ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	0千円	1回	4,000円	
(2) 放射線部、検査部若しくは薬剤部に所属する職員のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者				
ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	7,474千円	1回	6,800円	
イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。	0千円	1回	3,300円	
ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。	0千円	1回	2,900円	
エ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	0千円	1回	2,000円	
(3) 看護師等のうち、深夜の全部又は一部において、正規の勤務時間による勤務に従事した者				平成26年度から看護師について支給額引上げ
ア その勤務時間が深夜の全部を含むとき。	28,690千円	1回	7,600円	
イ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が4時間以上のとき。	108,341千円	1回	3,700円	
ウ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき。	94,576千円	1回	3,200円	
エ その勤務時間が深夜の一部を含む場合で、当該深夜における勤務時間が2時間未満のとき。	0千円	1回	2,200円	

		(4) 医師(副医長以上の職にある者に限る。)のうち、その勤務を終えた後、宿直勤務の医師又は診療科の部長の要請を受けて深夜に登院し、診療等の業務に従事した者	270千円	1回	5,000円	
		(5) 看護師等で、救急患者(救急車等による外来患者及び容体が急変するおそれのある入院患者をいう。以下同じ。)に対処するために自宅等に待機することを依頼された者のうち、待機を依頼された期間中(以下「待機期間中」という。)に、当該救急患者に対処するための呼出し(退庁時直後から通常出勤する場合に自宅等を離れる直前までの間に行われたものに限る。以下同じ。)を受け、正規の勤務時間外において救急医療等の業務に従事し、かつ、当該業務に従事した時間(一の待機期間中において2回以上の呼出しを受け、当該業務に2回以上従事した場合にあっては、当該業務に従事した時間を合算した時間とする。)が1時間以上である者	201千円	1回	1,240円	
6	精神病棟看護等業務手当	看護師等及び看護補助員のうち、精神疾患を有する者の看護等の業務を主たる職務とする者	5,613千円	1月	20,700円	
7	災害緊急援助等業務手当	国又は本市以外の地方公共団体の要請に基づき、災害応急対策(異常な自然現象、大規模な事故等により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置をいう。)のため本市以外の地方公共団体に派遣され、当該災害応急対策に係る業務に従事した職員	0千円	1日	800円	
8	ハイリスク分娩 ^{べん} 業務手当	基本診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第62号)別表第七に掲げるハイリスク分娩管理加算の対象患者の分娩に係る業務に従事した医師	8,430千円	1回	15,000円	多胎分娩の場合は、1回とみなす。